

住まいの専門家を 派遣します

無料



- 耐震化
- バリアフリー化
- リノベーション
(間取り変更)
- マンション管理

作成：兵庫県住宅リフォーム推進協議会



公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
ひょうご住まいサポートセンター

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

業務時間 月曜日～金曜日 10:00～12:00・13:00～17:00

休業日 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

電話 078-360-2536

FAX 078-360-2794

E-mail support@hyogo-jkc.or.jp

URL <http://support.hyogo-jkc.or.jp/>



ひょうご住まいサポートセンターは、兵庫県からの委託により、公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センターが設置・運営しています。

安全・安心リフォームアドバイザーを派遣します。

住宅のバリアフリー改修や耐震改修などを計画されている県民のみなさまに対して、ひょうご住まいサポートセンターに登録されたアドバイザーを派遣し（一定の派遣要件があります）、住宅の状況や居住者のニーズなどに応じた適切なリフォームができるよう、現地でアドバイスを行います。**派遣回数はいずれも1回**。



安全・安心リフォームアドバイザーの概要

派遣区分	派遣対象	アドバイザーの業務
共同住宅共用部 バリアフリー化支援	共同住宅の共用部のバリアフリー化を計画する管理組合、家主等	<ul style="list-style-type: none">○共同住宅の共用部のバリアフリー化の計画、促進等に関する技術的アドバイス○バリアフリーの事業化支援に関するアドバイス
高齢者等居住住宅 バリアフリー化支援	住宅のバリアフリー化を計画する高齢者、介護保険制度の被保険者、身体に障害のある方又はその親族	<ul style="list-style-type: none">○住宅の状況、高齢者等の身体能力等に応じた適切なバリアフリー改修を行うための計画、促進等に関する技術的アドバイス○バリアフリーの事業化支援に関するアドバイス
共同住宅耐震化支援	昭和56年5月以前に着工された共同住宅の耐震診断又は耐震改修を計画する管理組合、家主等	<ul style="list-style-type: none">○共同住宅の耐震化の計画、促進等に関する技術的アドバイス○耐震の事業化支援に関するアドバイス
戸建て住宅耐震化支援	昭和56年5月以前に着工された戸建て住宅の耐震改修を計画する者で、当該住宅の耐震診断を受け、「危険」、「やや危険」と診断された方	<ul style="list-style-type: none">○戸建て住宅の耐震改修の計画、促進等に関する技術的アドバイス○耐震の事業化支援に関するアドバイス
共同住宅 リノベーション支援	既存マンションのリノベーション改修計画案を持つ区分所有者、家主、借家人	<ul style="list-style-type: none">○共同住宅の間取りの変更を伴うリフォーム工事の計画、促進等に関するアドバイス○リノベーションの事業化支援に関するアドバイス
戸建住宅 リノベーション支援	既存住宅のリノベーション改修計画案を持つ住宅所有者、借家人	<ul style="list-style-type: none">○戸建住宅の間取りの変更を伴うリフォーム工事の計画、促進等に関するアドバイス○リノベーションの事業化支援に関するアドバイス
アスベスト除去支援	室内又は屋外に露出して吹きつけがなされているアスベストの除去を計画する住宅等の所有者、管理者等	<ul style="list-style-type: none">○吹付けアスベストの劣化状況の説明及び適切な処理方法の提案○吹付けアスベストの分析機関及び処理業者の紹介
リフォームトラブル対応※	自己が所有する住宅におけるリフォーム工事の施工状況、金額等に疑義がある方又はその親族	<ul style="list-style-type: none">○リフォーム工事の内容、金額等についての妥当性の判断○消費生活担当部局が行う業者指導への協力

※「リフォームトラブル対応」のアドバイザーは、県又は市町の消費生活部局が必要と認めた場合に派遣します。



古民家再生促進支援事業の概要

派遣区分	派遣対象	アドバイザーの業務
古民家再生促進支援	概ね50年以前に建設された伝統的木造建築技術により建設された住宅（併用住宅を含む）で、地域のまちづくりや景観形成に資するものの修繕・再生を計画している方	建物の現況調査を行い、修繕・再生の可能性、維持管理方法などに関するアドバイス

あなたのマンションにアドバイザーを派遣します。

管理会社への委託内容・管理規約改正・長期修繕計画の策定・大規模修繕工事の実施などの勉強会に、ひょうご住まいサポートセンターに登録された専門家を派遣します。派遣回数はいずれも1回。



マンションアドバイザーの概要

派遣区分	派遣対象	アドバイザーの業務
マンション管理組合の設立、運営支援*	県内のマンション管理組合で管理規約の制定、改正、管理会社への委託契約、更新等、管理運営の見直しを考えている管理組合	管理組合の運営方法、管理会社との契約内容とその留意点、管理規約の改正やその進め方に関するアドバイス。
マンションの修繕支援*	県内のマンション管理組合で大規模修繕や長期修繕計画を考えている管理組合	大規模修繕工事の進め方や長期修繕計画の策定方法、業者選定の仕方や発注方法、管理組合内の合意形成に向けた留意点に関するアドバイス。
マンションの建替支援*	県内のマンション管理組合で建替を考えている管理組合	建替工事の進め方や管理組合内の合意形成に向けた留意点に関するアドバイス。
コレクティブハウジング・コーポラティブハウジング建設支援	コレクティブ・ハウジング、コーポラティブ・ハウジング等の建設を計画する5人以上のグループ	コレクティブ・ハウジング、コーポラティブ・ハウジング等の計画や建設に係る事業化支援についてのアドバイス。

*マンション管理組合については、代表者の方が申請ください。

*代表者の方は、申請にあたって、マンション管理組合内の調整を行ってください。



アドバイザー派遣に関するご注意

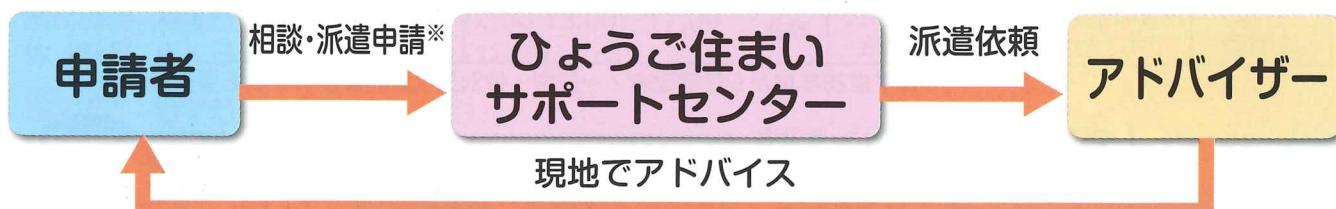
- 派遣費用は**無料**です。
- アドバイザーは、リフォームに関する助言・情報提供などを行いますが、最終的な判断・決定はみなさまの責任で行っていただきます。
- 以下の内容はアドバイザーの業務対象外ですので、あらかじめご了承ください。

- 耐震診断・耐震設計、実施設計業務
- アスベスト含有建材の分析・調査
- 建物の瑕疵について判断すること

- 特定の設計業者、工事業者、マンション管理業者等の紹介
- 設計業者、工事業者、マンション管理業者等との交渉・トラブルの仲裁
- マンション管理組合等における居住者間の意見対立等に対する斡旋、仲裁



アドバイザー派遣の流れ



*派遣申請の前にひょうご住まいサポートセンターにご相談ください。 **TEL.078-360-2536**

*派遣については内容を審査の上決定します。手続きの詳細については、ひょうご住まいサポートセンターまでお問い合わせください。

兵庫県では次のような住宅リフォーム支援制度を設けています。 ぜひご活用ください。

●住宅改修業者登録制度

安心してリフォームができる環境を整備するため、住宅改修事業の適正化に関する条例に基づき、一定の要件を満たす住宅改修業者を登録して、ホームページでその情報を提供しています。

住宅改修業者登録制度 クリック

公開している情報

- 業者の名称や所在地など
- 工事の種別や実績
- 従業員の資格の種類と人数など

【お問合せ先】 登録制度について：兵庫県住宅政策課 住宅行政班 TEL.078(362)3611
登録業者について：ひょうご住まいサポートセンター TEL.078(360)2536

●ひょうご住まいの耐震化促進事業

住宅を耐震化する際の計画策定や、改修工事の費用等の一部を助成します。

注) ご契約前に申請し、交付決定通知を受ける必要があります。

【申請に関してのお問合せ先】 市役所・町役場の担当課はこちら

ひょうご住まいの耐震化促進事業 クリック

【制度に関してのお問合せ先】 兵庫県建築指導課 防災耐震班 TEL.078(362)4340

●住宅耐震改修利子補給事業

耐震改修工事と同時に進行する住宅リフォーム工事費用についても当初5年間の利子の一部を助成します。

対象者	①ひょうご住まいの耐震化促進事業による工事費の補助を受けている方 ②住宅改修業者登録制度の登録業者により工事を実施した方。		
利子補給率	上限1% ※1%を下回る場合は当該融資利率	対象融資限度額	1,000万円 ※ひょうご住まいの耐震化促進事業等の補助金額を除く
利子補給期間	5年間 ※借入金を全額繰り上げ償還した場合など途中で打ち切ることがあります		

【お問合せ先】 兵庫県住宅政策課 住宅行政班 TEL.078(362)3611

●人生80年いきいき住宅助成事業

高齢者や障害者等がお住まいの住宅を対象に、バリアフリー化に要する経費の一部を県と市町が助成します。市町によって、実施している事業のタイプが異なります。

区分	対象世帯	対象事業	助成額
住宅改造・一般型	・高齢者(60歳以上)のいる世帯(所得要件あり) ・高齢者又は障害者世帯を受け入れることとして登録されたあんしん賃貸住宅の所有者	高齢者・障害者に配慮した既存住宅の改造(補助要件あり)	助成対象工事費(上限100万円)の1/3
増改築・一般型	住宅改造・一般型の対象世帯及びこれらと同居しようとしている世帯	高齢者・障害者に配慮した既存住宅の改造で増改築を伴うもの(補助要件あり)	助成対象工事費(上限150万円)の1/3
住宅改造・特別型	介護保険の要介護(支援)認定を受けた者、又は身体障害者等のいる世帯(所得要件あり)	身体状況に応じた既存住宅の改造で住まいの改良相談員の承認を得たもの	助成対象工事費(介護保険制度等の住宅改修費と合わせて上限100万円)の1/3以上
増改築・特別型	住宅改造・特別型の対象世帯及びこれらと同居しようとしている世帯	住宅改造・特別型に準じた既存住宅の改造で増改築を伴うもの	助成対象工事費(上限150万円)の1/3
共同住宅(分譲)共用型	H14.9.30以前に建築された21戸以上の分譲共同住宅(H15.10.1以降に建築された51戸以上の共同住宅を除く)の管理組合	共同住宅における共用部分の改造	助成対象工事費(上限100万円/棟)の1/3

※平成28年度から住宅改造・一般型・特別型は耐震診断の受診を要件に追加

【申請に関しての】 市役所・町役場 担当課はこちら クリック

【制度に関しての】 特別型以外：兵庫県都市政策課 都市政策班 TEL.078(362)4298
【お問合せ先】 特 別 型：兵庫県介護保険課 介護基盤整備班 TEL.078(362)9117